

税務出納課からのお知らせ

◆農業所得を申告されるかたへ

農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売しているかたが対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得もほかの事業所得と同様に、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。

収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

平成23年分賃耕料・小作料等支払明細書は希望者への配付のみとなります。

賃耕料や小作料の支払があり、控除の対象とされるかたは、支払明細書を作成のうえ、平成24年1月13日(金)まで税務出納課町民税係(4番受付)に提出くださいますようお願いいたします。

なお、支払明細書が必要なかたは税務出納課町民税係(4番受付)にお越しください。

◆対象となる賃耕料・小作料

①賃耕料：個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。

・機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用

氏名	必要経費	所得金額

賃耕料・小作料等支払明細書は平成24年1月13日(金)まで提出ください。

申告相談日程の変更

今年度より、指定日以外の相談日を設けませんので、指定された日、またはその地区の会場をご利用ください。

料の明細をお示しください。

②小作料：農地の賃借料です。
・JA農地保有合理化事業での賃借料は、提出する必要はありません。

土地改良・水利組合のかたへ

土地改良・水利組合に加入のかたが、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいたている組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

■問い合わせ

税務出納課町民税係

(☎8516132)

◆平成24年度個人町民税 自書申告説明会のご案内

町民税の申告は、収入のある・なしに関わらず、収入が「0円」でも「0円」で申告する必要があります。

これは、健康保険税の軽減や医療費の限度額の決定、各種行政サービスに必要な課税・非課税証明(所得証明)などとても重要な手続きです。

□ご利用いただけるかた

・60歳以上の公的年金とその他の収入があるかた
・給与と20万円以下の農業所得など、その他の収入があるかたなど

※なお、ご家族で前年中に収入がなかったかたの申告書も受付しますので会場をご利用ください。

□持ち物

町・県民税申告書、町民税県民税申告の手びき、筆記用具、電卓、印鑑、収入と経費のわかる書類、年金または給与の源泉徴収票、生命保険料控除等の各種所得控除を受けるための証明書、その他必要と思われるもの。

□会場及び日程

会場	日程	時間
鷹山地区公民館	2月7日(火)	午前9時30分～11時30分
東根地区公民館	"	午後2時00分～4時00分
蚕桑地区公民館	2月8日(水)	午前9時30分～11時30分
鮎貝地区公民館	"	午後2時00分～4時00分
町産業センター	2月9日(木)	午後2時00分～4時00分

※受付は各会場とも開始時間の30分前からとなります。

■問い合わせ

税務出納課町民税係

(☎8516132)